

2024年8月16日

各 位

インフラファンド発行者名
カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
代表者名 執行役員 柳澤 宏
(コード番号 9284)

管理会社名
カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 柳澤 宏
問合せ先 取締役財務企画部長 吉田 圭一
TEL: 03-6279-0311

資産運用会社の社内規則である「運用ガイドライン」の変更に関するお知らせ

カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託するカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本日開催された取締役会において、本日付で本資産運用会社の社内規程である「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 運用ガイドライン」（以下「運用ガイドライン」といいます。）を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、運用ガイドラインにおいて本投資法人の安定収益の確保及び運用資産の着実な成長を目的とした財務方針のもと「会計上の利益とキャッシュフローの差異から生じる余剰資金の効率性を可能な限り高めることを目的として、資金需要（新規資産取得時、保有資産の価値の維持・向上のための資本的支出、債務の返済、自己投資口取得及び利益超過分配金の支払い等）に対応するために妥当と考える額として内部留保する現預金を除き、基本的に当該資金を投資主に還元することを目指す。」としておりますが、本投資法人の資産取得に係る資金調達のうち銀行借入債務がすべて約定弁済付きであること、かつ当該約定弁済が FIT 期間内で完済する建付けとなっているため、当該借入金の約定弁済の各期における返済原資となる「減価償却費」に対して「約定弁済額」が「相当程度の割合を占める」こととなっており、これまで継続的な利益超過分配を行ってきた結果、特に最終的な当期純利益が期初予想額を下回った場合には追加的な資金が必要となり、最終的に各営業期間において得られた現金以上の資金流出となる場合が発生しておりました。各営業期間で得られた現金以上の資金が流出する場合、当該期初と比較して利益超過分配金を支払った後は手元現金が減少することから、新たな資産取得時の公募増資等による資金調達を活用した資産取得の際に、手元資金の確保を目的として必要以上の資金調達をしなければならない事態も生じ得る状況となっております。

今後は、各営業期間における営業活動から得られる現金の合計（当期純利益＋減価償却費±太陽光発電設備売却損益）である Funds from Operations（以下「FFO」といいます。）を金銭の分配（利益超過分配においては継続的な利益超過分配金に限る）を含む支払原資の上限とする方針に変更するとともに、原則として期初業績予想時点では利益超過分配は計上しないものの、利益超過分配は当初予想における利益分配額に対し実績が満たなかった場合に、その差분을補うための調整弁として活用することで、各期における手許現金の留保が可能になると考えております。各営業期間において現金の留保が可能となった場合には、保有資産の維持向上のための資本的支出や新たな物件取得時に当該現金を有効に活用し、一口当たり利益分配の向上に資する施策に注力できると考えてお

ります。

2. 変更の内容

(変更前)

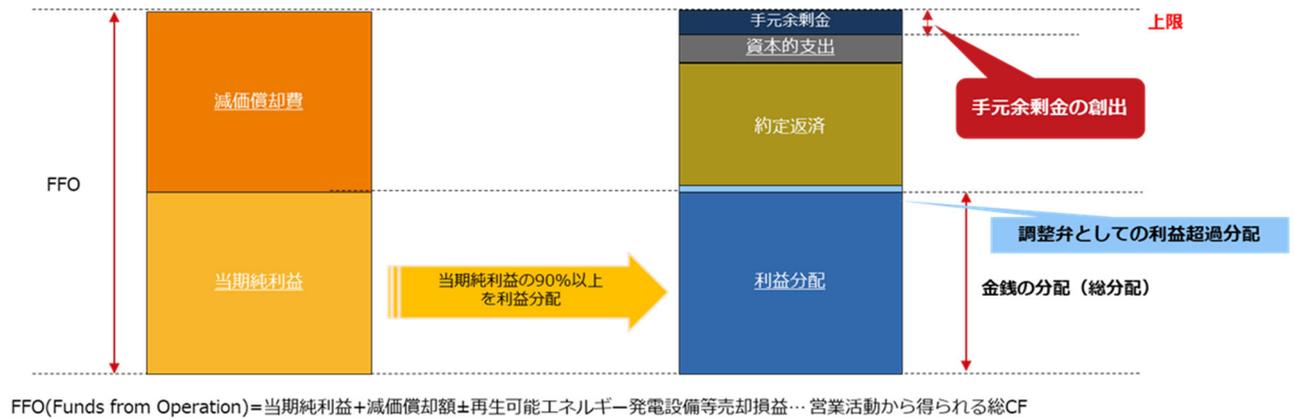
当社は、会計上の利益とキャッシュフローの差異から生じる余剰資金の効率性を可能な限り高めることを目的として、資金需要に対応するために妥当と考える額として内部留保する現預金を除き、基本的に、当該資金を投資主に還元することを旨とする。具体的には、金銭の分配を行う営業期間において、当社は、再生可能エネルギー発電設備より生み出されたフリーキャッシュフロー（以下「FCF」という。）のうち、デット投資家に帰属するキャッシュフローを控除した残余のキャッシュフロー、すなわちエクイティ投資家に帰属する正味キャッシュフロー（以下「NCF」という。なお、NCFの算出に際しては、前営業期間までの配当控除後のNCFの残額の合計額も考慮に入れることとしています。）について、NCF額に対し毎期当社が決定する一定比率（以下「ペイアウトレシオ」という。）を乗じた額を目途として、毎期投資主に対する金銭の分配を実施する方針である。



(変更後)

当社は、本投資法人の基本合意書に基づく借入れが約定弁済付きであることに鑑み、本投資法人のキャッシュフローに着目したキャッシュフロー・マネジメントを重要な運用方針と位置づけ、様々な資金需要に対応するべく、本投資法人の安定的な財務運営を維持、強化するため、資産売却損益を除いた保有資産の運用から生じるFFO（Funds from Operations）を判断基準とする。また、本投資法人の規約第47条第(2)号に定める「継続的な利益超過分配」の上限額は、以下の算定方式に基づき算出する。

- I. 「継続的な利益超過分配」の原資は、FFOに前期繰越利益を加えた金額とする。「FFO」は、当該営業期間における「税引き後当期純利益」（ただし、当該営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除く。）に当該営業期間における減価償却費を加算した金額とする。
- II. 「継続的な利益超過分配」の上限額は、当該営業期間のFFOから、税引き後当期純利益（ただし、当該営業期間において資産売却がなされた場合の資産売却損益は除く。）並びに当該営業期間に係る約定弁済額及び資本的支出を差し引いた金額とする。



3. 今後の見通し

運用ガイドラインの変更による本投資法人の運用状況への影響はありません。

なお、新運用ガイドラインに基づく分配予想の詳細につきましては本日公表の「2024年6月期決算短信（インフラファンド）」をご参照ください。

4. その他

本日付で関東財務局長に臨時報告書を提出しました。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<https://www.canadiansolarinfra.com>